

○神戸市政調査会規則

令和 6 年 3 月 29 日

規則第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき、神戸市政調査会（以下「調査会」という。）の組織及び運営その他調査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 調査会は、委員 7 人以内（第 5 条第 1 項の規定により分科会を設置する場合にあっては、20 人以内）で組織する。

2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が特に必要があると認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(座長)

第 4 条 調査会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第 5 条 調査会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、座長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 調査会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって調査会の議決とすることができる。

(議事)

第 6 条 調査会は、座長が招集し、座長がその議長となる。

2 調査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 調査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で

決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 前3項の規定は、分科会の議事に準用する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 調査会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

2 前項の規定は、分科会の会議に準用する。

(除斥)

第8条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることはできない。ただし、調査会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定は、分科会の会議に準用する。

(会議の公開等)

第9条 調査会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、分科会の会議に準用する。

(庶務)

第10条 調査会の庶務は、企画調整局において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、座長が調査会に諮って定める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。